

「諸願一件帳」

野間 聰

はじめに

近世中後期全国各地の諸商品の流通は大坂・江戸・京都のいわゆる三都へとさらに集中していくが、それは地方の流通機構が村々に行きとどいていく時期になつてきているからである。その地方の流通機構の中でも海川船による輸送は重要なものであった。現在のように自動車道路もない時代であり、物資を大量に輸送するには有効な手段である。そのような輸送に携わる商人に廻船問屋たちがいる彼らは領外の諸品を藩内に入れるのはもちろん藩内の国産物を領外にもたらす役割を担っていた。こうした利益から藩に献金を行うなど領内経済に影響を与えた。ここでは近世期筑後国の久留米藩において廻船問屋として活躍していた三枝家（屋号松屋）の文書より非常に簡潔ではあるが「諸願一件帳」という史料の紹介をする。

「諸願一件帳」の内容

この史料は基本的に船の積荷・船籍・船頭名が記載されているものが中心である。積荷の多くは米と大豆であり領内において年貢として納められたものを大坂に送っていたのであろう。文政四年（1821）に松屋猪三郎が「御廻米之外積廻候米・大豆船宿」を仰せ付けられており、史料内の多くに御米・大豆が積荷として認められることがからこの史料の時期もこの業務に従事していたと考えられる。^{※2}この史料から穀物輸送の一端が垣間見える。表Aにて史料中のすべての荷船をあげている。集計すると全部で八十隻確認できる。これらの船籍の内訳としては周防国が二十九隻、伊豫国十六隻、大坂十一隻、安芸国・筑後国が六隻づつ、長門国が三隻、豊前・豊後が二隻づつ、讃岐・肥前・筑前・備前・備後それぞれ一隻づつと

後藍玉送り出しの統括を行うなど、また船宿の経営も認可され、城下の川港である瀬下（現福岡県久留米市瀬下町）や筑後川河口近くの河岸である若津港（現福岡県大川市）の船の出入りを監視する業務を行つてゐる。以後近代まで続くこととなる。^{※1}

なつてゐる。自國である筑後も含め十三カ国の船が久留米藩領に出入りをしていた。

ここで注目する点としては自國の船よりも他國の船が多いことである。ことに瀬戸内地方の船が多く見受けられる。

もう一つ注目する点として積み出された米・大豆の船が年を追うごとに減少していることである。この史料だけで判断することは非常に難しいが天保四年（1833年）と同六年（1835年）から八年（1837年）を中心に全国的に起つた冷害による飢饉〔俗に言う天保の飢饉〕が影響しているものと思われる。

前述したようなことを中心的に書き記してあるが他に數種類のパターンが確認される。まず上げるのが「船道具付」である。その内容を抜粋すると。

船道具附

一 御米千六百俵積

防州大嶋郡直乗

船頭助右衛門

水主共七人乗

柱

柵

鉄碇

苧綱

市皮綱

武房

檜綱

壱羽

六頭

武房

武房

武房

右之通書上申上候以上
未二月六日 売
松屋嘉蔵

というような内容である。ここでは周防国大嶋郡の直乗船頭助右衛門の船の搭載荷物内容と水主の数、其外にその船の船道具を記録してある。「柱」とあるのは帆柱のことで材質は杉や檜が用いられていた。次に「柵」とあるのは帆柵、「鉄碇」は船の碇であるが六頭といふのは碇の数である。当時の大型船では6ないし8頭の碇が使われていた。「苧綱」というものは用途として身縄・手縄に用いた。「市皮綱」「檜綱」は主に大綱・錨綱に使用し、「縛」は荷を揚げたりするのに使用する小型の船である。以上の道具が記録してある。^{※3}

これらは書上げということで藩庁側に提出されたと考えられるがここにあげた分については提出した相手が記載されていない。しかも史料全体の中でも全部にこの「船道具付」があるわけではなく全記載荷船八十隻中三十隻に確認された。別の「船道具付」がなく搭載荷・船籍・船頭名・乗員数のみが記載されたものに「但船道具付ハ木屋ニ而認」とあるものが数箇所確認されている。これは他の商人が「船道具付」を行つてゐることがわかる。^{※4}

以上のことから類推するとこの「船道具付」なるものは久留米藩領を出帆する船の搭載荷物やその船員の確認、及び安全確認のための船道具の確認を行い藩庁に提出したものであり、さらにこれは松屋一件だけで行われていたのではなく、他の船宿を經營している商

人も分担していると考えられる。

また他には「積廻申米之事」「積廻申大豆之事」などがある。これは米や大豆を特定の地域に送る際につくられた。

積廻申米之事

一百九拾八俵貳斗三升九合九夕

白米

石高六拾八石九斗九升五合四夕

但升廻式俵

平均壹俵二付

三斗四升七合式タ五才

太米

一拾俵壹升五合

右高三石五斗四升

但升廻式俵

平均壹俵二付

三斗五升貳合五夕

右者來酉年中長崎廻御扶持方米三瀬郡

若津直乗船頭甚六江相渡積廻申候其表

着岸之上欠相立候者船頭手前ヨリ可有御受取

候以上

天保七申年十一月二十四日

中野嘉右衛門

井上悦右衛門殿

浅田川次

友永栄三郎殿

高原亥太郎

渡邊吉太夫

右之船十二月三日川受出帆仕申候

今回紹介した史料「諸願一件帳」はその名の通り藩庁に対しての願いもあるのだが、内容のほとんどは船の船籍・積荷等の記録が中

右のような文面で記載しているが、これは長崎詰の久留米藩士の扶持米として送った際の確認書と考えられる。宛名に認められる「井上悦衛門」と「友永栄三郎」の両名は共に久留米藩長崎蔵屋敷の役人であることが他の文書からわかつている。松屋はこの長崎に対する扶持米輸送を年に一回のペースで行っていることが「諸願一件帳」内の「長崎御扶持米御積廻し覚」で認められた。長崎以外に大坂表や江戸表宛の同様な文書も確認できることから、久留米藩から各地の藩蔵屋敷に対する米・大豆の輸送を請け負っていたことがわかる。

その他には「乍憚御願申上候覚」なる文書がある。これはそのままはあるが様々な藩庁に対する願を書きとめてある。一例をあげると久留米藩内三瀬郡向島村の良藏という船頭が、前述した長崎扶持米を輸送した際、「帰帆延引仕候」ということでその帰りが延滞したことについての理由を延々願上げしている。それによると扶持米を届けた後長崎を出帆した後に船頭良藏が持病のため航路中の「板之浦」というところで療養していたというものである。廻送業務に携わった者の要望や先に述べたような廻送業務中のアクシデントに対する理由を申し上げたりなどが記されている。おおまかではあるが以上のようない内容の史料である。

おわりに

心であつた。そしてこれを藩庁に報告をしたものを持ち用として書き留めしていたものと考えられる。この史料から船宿の業務の一端が垣間見える。今回は史料紹介ということであるが非常簡単で粗い内容となつてしまつた。次回もし機会があるときはこの史料の詳細とさらに分析を行つたものを発表できればと考えている。

※1 「久留米文化財調査報告書42集三枝家文書」より引用。

嘉永四年（1851）の「御城下旧家之者共由緒書」によると

三枝家初代善次郎は甲州出身であり、遠州横須賀で有馬豊氏に召し出されたという。福知山から久留米に随従したが島原の乱の際何らかの責任を負い善次郎は切腹し一子を残し家名は断絶する。その子が後商人松屋となつた三枝家の当主喜右衛門であるという。久留米藩で武士から商人になつた有名なものとしては石原家（屋号木屋）などがいる。

※2 右と同じ参考文献より

※3 「大和型船〔船体・船道具編〕」を参照

苧（才）綱。苧の茎の纖維から作られた綱で張力が強い。

市皮（イチビ）綱。苧と同じく纖維質の植物から作られた綱。張力は苧綱に次ぐ。

檜綱。檜を薄くさいてなつた綱。苧綱程の張力が強くないため平時の碇泊に用いられた。

※4 文政三年（1820）に御産物積船宿を仰せ付けられたときは木屋と松屋が協同で受け持つていたのでこの史料の時も協同して業務を行つていたことが考えられる。

〔参考文献〕

『久留米文化財調査報告書42集三枝家文書』

久留米市教育委員会 1985年

『大和型船〔船体・船道具編〕』堀内雅文 成山堂平成13年

表A「諸願一件帳」より作成

通し番号	記録月日	荷物内容・量	船籍	船頭名前	水主人数	備考
天保六年 (1835年)						
1	未正月十三日入津・同月廿日出帆	御米千八百俵積	予州	清右衛門	七人	船道具付有
2	未正月十三日入津・同月廿日出帆	米千九百式拾俵	予州	藤五郎	八人	船道具付有
3	正月十五日入津・同月廿日出帆	記載無	防州	久右衛門	七人	
4	記載無	米千五百拾俵	予州	虎之助	記載無	
5	記載無	米式千七百俵	長州	伊兵衛	記載無	
6	記載無	米千五百式拾俵	予州	清右衛門	記載無	
7	記載無	米千七百五十俵	予州	藤五郎	記載無	
8	記載無	米千七百七拾俵	予州	久右衛門	記載無	
9	正月十七日	米千七百五十拾俵	防州	利三郎	七人	反故印有
10	正月十七日	米千三百五十拾俵	予州	卯兵衛	七人	反故印有
11	二月五日米屋江寄出	米四千二百俵	大坂	喜兵衛	記載無	
12	二月五日米屋江寄出	米二千五百俵	芸州	平右衛門	記載無	
13	二月五日米屋江寄出	米千五百式拾俵	長州	吉左衛門	記載無	
14	二月五日米屋江寄出	米千八百拾俵	予州	庄右衛門	記載無	
15	二月五日米屋江寄出	米千五百五十拾俵	予州	只兵衛	記載無	
16	二月五日米屋江寄出	米二千五百拾俵	芸州	忠五郎	記載無	
17	二月五日米屋江寄出	米三千八百俵	大坂	興兵衛	記載無	
18	二月五日米屋江寄出	米五千五百俵	防州	樺松	記載無	
19	二月五日米屋江寄出	米千五百拾俵	予州	寅之助	記載無	
20	二月五日米屋江寄出	米二千七百俵	大坂	伊兵衛	記載無	
21	二月五日米屋江寄出	米千五百五十拾俵	予州	清右衛門	記載無	
22	二月五日米屋江寄出	米千七百五十拾俵	上間所	藤五郎	記載無	
23	二月五日米屋江寄出	米千式百七拾俵	防州	久右衛門	記載無	
24	二月五日米屋江寄出	米四千八百拾俵	大坂	利威	記載無	
25	二月六日	米千六百俵	予州	助右衛門	七人	船道具付有
26	二月七日	米六百俵	防州	源兵衛	記載無	
27	三月十日	大豆三百俵	大坂	辰次郎	記載無	
28	四月十九日	米五百俵	上間所	辰次郎	記載無	
29	四月二十七日	米式百俵	豊後	新八	記載無	
30	五月十日	米七百五十拾俵	防州	忠右衛門	五人	
31	七月八日	米式百俵	防州	又吉	六人	船道具付有
32	七月十日	大豆三千百俵	防州	次右衛門	七人	船道具付有
33	八月三日	米式百俵	側前	利八	五人	船道具付有
34	八月十八日	米四千式百五十拾俵	防州	八代松	記載無	
35	八月二十四日	米式千四百五十拾俵	長州	久米藏	記載無	
36	八月二十四日	米千九百八拾俵	防州	喜兵衛	記載無	
37	八月廿七日	米千四百式拾俵	防州	儀右衛門	記載無	
38	九月十二日	米千三百五十拾俵	側前	榮藏	六人	
39	九月十二日	米式千五百拾俵	防州	新藏	記載無	船道具付有
40	九月十三日	米式千五百俵	防州	興三郎	記載無	
41	九月十六日	米千七百五十拾俵	防州	市兵衛	記載無	
42	九月十六日	米千三百俵	防州	利七	記載無	
43	十月十六日	米式百八拾俵	筑後国櫛津町	庄五郎	三人	船道具付有
天保七年 (1836年)						
44	申正月十三日	米千七百六十拾俵	芸州	嘉右衛門	七人	船道具付有
45	申正月十三日	米式千七拾式俵	芸州	忠五郎	九人	船道具付有
46	申正月十三日	米千九百五十俵	芸州	徳兵衛	記載無	船道具付有
47	正月十六日	米千五百九拾俵	芸州	林之助	七人	船道具付有
48	正月十六日	米千七百五十拾俵	大坂	宇〇〇※	七人	船道具付有
49	二月八日	大豆四百廿俵	三瀬郡	伝次	三人	船道具付有
50	二月廿日	米千四百俵	防州	庄次郎	七人	船道具付有
51	四月十二日	米千五百俵	防州	儀八	六人	船道具付有
52	四月廿二日	米式千七百俵	大坂	平兵衛	十三人	船道具付有
53	五月十六日	米千三百五十拾俵	豊後	新八	七人	
54	五月十六日	米千五百拾俵	防州	市藏	五人	
55	申七月廿一日	米六拾俵	豊前側小倉	新作	記載無	
56	七月廿八日	米千五百俵	防州	庄次郎	七人	船道具付有
57	八月十二日	米式千六百俵	防州	久右衛門	拾老人	
58	八月廿二日	米千六百五十拾俵	防州	熊次郎	七人	
59	八月廿八日	米千五百五十拾俵	防州	梅次郎	六人	船道具付有
60	九月三日	六百六拾俵	豊前小倉	武兵衛	記載無	船道具付有
61	九月十日	米四千五百俵	予州	太郎吉	拾五人	
62	十月廿五日	米二百五十拾俵	三瀬郡	益六	三人	船道具付有
天保八年 (1837年)						
63	酉正月廿日・二月四日出帆	大豆三百三拾俵	駿原津	吉次郎	三人	船道具付有
64	三月廿八日	米千五百拾俵	防州	伝兵衛	五人	船道具付有
65	四月廿五日	米式百俵	柳川	佐次	八人	船道具付有
66	五月四日	米五百俵	防州	嘉兵衛	五人	船道具付有
67	五月十六日	米七百五十拾俵	筑前	庄兵衛	五人	船道具付有
68	九月十三日	千式百俵	防州	儀八	記載無	
69	九月十五日	米千六百五十拾俵	防州	平五郎	記載無	
70	九月十七日	米・大豆合五百俵	防州	次郎右衛門	記載無	
71	九月廿四日	武丁船船毫般	三瀬郡若津町	茂吉	武人	
72	九月廿五日	米千六百五十拾俵	防州	平蔵	記載無	
73	九月廿九日	米千九百五十拾俵	防州	喜八	記載無	
74	十月十三日	米式千五百五十俵	予州	松五郎	記載無	
75	十一月十九日	米三百俵	三瀬郡	尊七	三人	船道具付有
76	十一月廿八日	米四千五百俵	饒州	太郎兵衛	記載無	
77	十一月廿九日	米千四百五十拾俵	予州	杉藏	記載無	
天保九年 (1838年)						
78	戊正月廿七日	米四千四百俵	攝州大坂	元之助	十七人	船道具付有
79	戊正月廿七日	四千式百俵	攝州大坂	源右衛門	十六人	船道具付有
80	戊正月廿七日	四千百俵	攝州大坂	仁兵衛	十二人	船道具付有

※判読不明

年別の船数

天保六年 船数 43艘

天保七年 船数 19艘

天保八年 船数 15艘

天保九年 船数 3艘